

令和 3 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル事業部

(改定日：令和元年 7 月 1 日)

## 再生処理事業者登録に当たっての施設審査等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、市町村が分別収集した分別基準適合物の再商品化について、登録を行った事業者により入札を行い、再商品化を委託する事業者を決定いたします。この再商品化の実施については、業として実施するに足る施設、人員、財政的基礎を有し、再商品化が確実かつ適切に実施されることが必要です。

登録に当たっては、まず書類審査を行い、そのうえで必要に応じて施設の現地審査を行います。現地審査の日程は、概ね 10 月上旬を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、引き取り同意書についても、適切な再商品化製品利用事業者であること確認するために、書類審査のほか、再商品化製品利用事業者の現地調査等も行うことがありますので、当該事業者の調査協力について、利用事業者へのご連絡をお願いいたします。

以上